

尾瀬認定ガイド制度要綱

1 制度の目的

尾瀬国立公園において、利用者に安全で快適な、質の高い自然体験を提供するため、高いガイド技術と応急手当の知識・技術を備え、尾瀬と周辺地域の魅力を解説できる知識と能力を持ち、日本の自然保護運動の原点である尾瀬において、その精神や環境保全、適正利用への理解と啓発を行うことができるガイドを認定する。

2 ガイドの種類

(1) 尾瀬自然ガイド

尾瀬でガイド活動する上で必要な知識や技術を有する者。

(2) 尾瀬登山ガイド

尾瀬自然ガイドに認定された者で、至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳などの山岳エリアでのガイド活動に必要な登山技術などを有する者。

3 ガイドの対象区域と活動期間

尾瀬認定ガイドの対象区域は尾瀬国立公園全域とする。

なお、尾瀬自然ガイドは至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山などの山岳地域および残雪期の温泉小屋～三条ノ滝（段吉新道を除く）および尾瀬沼南岸を除く。

また、尾瀬登山ガイドは尾瀬国立公園内の山岳域を含む全ての登山道とする。

ただし、廃道や立ち入りが規制されている登山道を除き、立ち入りや入山規制等がある場合は規制内容を遵守すること。

尾瀬認定ガイドが活動する期間は、尾瀬に通じる道路の開通日から閉鎖日までとし、それ以外の期間は対象外とする

また、山岳域の活動期間は、至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山について山開きから10月末日までとする。

4 認定期間等

(1) 認定期間

ア 尾瀬認定ガイドとして認定する期間は、認定の日から3年を経過した後の最初の3月31日までとし、認定期間内に4 (2)または4 (3)の更新条件を満たすことにより、3年間認定を更新できるものとする。

イ 期間内に更新できなかった場合は、1年間の猶予期間に更新条件を満たすことにより、更新できるものとする。なお、猶予期間内に更新条件を満たさなかった場合は、資格を喪失するものとする。

ウ 4 (1) イの場合、認定期間は更新要件を満たした「当年度の4月1日から3年間」とする。

エ 期限切れから更新までの間は認定ガイドとしての活動はできないものとする。

ただし、支部研修及び本部の実施する更新講習を受講することができる。

(2) 尾瀬自然ガイドの更新条件

次のいずれかの条件を満たした上、救急研修（日本赤十字社の救急員またはそれと同等の講習）を修了した証明書（受講日から3年以内のもの）を提出することにより、3年間認定を更新できるものとする。

ア 認定期間内に、本部が開催する更新講習を受講すること。

イ 認定期間内に、各支部が開催する研修を3回以上受講すること。

ただし、支部研修の受講にあたっては以下の条件を付す。

(イ) 支部研修は、6時間以上の研修をもって1回とし、6時間未満の研修の場合は0.5回として算定する。

(ロ) (公社) 日本山岳ガイド協会の登山ガイドステージI以上の資格を保持していれば、支部研修を2回受講したものとみなす。

(3) 尾瀬登山ガイドの更新条件

次のいずれかの条件を満たした上、救急研修（日本赤十字社の救急員またはそれと同等の講習）を修了した証明書（受講日から3年以内のもの）を提出することにより、3年間認定を更新できるものとする。

ア 認定期間内に本部が開催する更新講習を受講すること。

イ （公社）日本山岳ガイド協会の登山ガイドステージⅡ以上の資格を保持している者は、認定期間内に各支部が開催する支部研修を1回以上受講すること。

ただし、支部研修は、6時間以上の研修をもって1回とし、6時間未満の研修の場合は0.5回として算定する。

(4) 尾瀬自然ガイドと尾瀬登山ガイドの更新互換について

ア 尾瀬登山ガイドの更新条件を満たした者は、同時に尾瀬自然ガイドの更新条件を満たすものとする。

イ 尾瀬登山ガイドが尾瀬自然ガイドの更新条件のみを満たした場合、尾瀬自然ガイドのみ3年間認定を更新できるものとする。

なお、この場合、尾瀬登山ガイドの更新条件を満たすまでの間は尾瀬登山ガイドとしての活動はできないものとする。

ウ 4（4）イの者が、尾瀬登山ガイドの更新条件を満たした場合、認定期間は4（1）ウと同様とする。

(5) 更新講習の免除

尾瀬自然ガイド実技検定または尾瀬登山ガイド実技検定の検定員及び検定補助者並びに更新講習の講師及び補助者は、自らが更新時期を迎えた場合であっても、認定期間内に本業務を実施した場合は、更新講習を免除する。

(6) 休会及び復会制度について

規約第5条3及び4に準ずる

5 認定方法等

(1) 尾瀬自然ガイド

尾瀬自然ガイドの認定は、協会が定める受験基準を満たす者が、原則として協会が実施する検定（筆記・実地）を受検し、合格した者に対して行う。

なお、筆記試験においては、尾瀬ガイド協会の作成したテキストを中心に全100問（100点）の試験を実施し、70%の正答率に満たない者は筆記試験を修了したこととししないものとする。

また、実技試験においては1班につき受験者最大8名で実施し、尾瀬をリレーガイドしてその内容を検定員がチェックシートによりチェックし、その合計得点が80%に満たない者は修了したこととししないものとする。

(2) 尾瀬登山ガイド

ア 尾瀬登山ガイドの認定は、協会が定める受験基準を満たす者が、原則として協会が実施する検定（レスキュー・実技）を受検し、合格した者に対して行う。

レスキュー検定は、ロープワーク等を検定員が検定する。

実技検定は1班につき受験者最大4名で実施し、山岳域をリレーガイドしてその内容を検定員がチェックシートによりチェックし、その合計得点が80%に満たない者は修了したこととししないものとする。

イ 受験資格を満たしている者のうち、（公社）日本山岳ガイド協会が認定する登山ガイドステージⅡ以上の資格保有者については、書面による申請で認定する。

6 尾瀬認定ガイドの扱い

ア 尾瀬認定ガイドとして認定された者は、尾瀬ガイド協会員として福島、群馬、新潟の各支部のいずれかに所属することとする。

イ 会員は、原則として3名以上で構成する団体に所属し、いずれかの支部に所属しなければならない。

ウ 会員として会費を徴収する。年会費の変更は理事会により決定する。

なお、尾瀬登山ガイド年会費は尾瀬自然ガイド年会費に含まれる。

エ ガイド認定証の再発行に必要な再発行手数料は3,000円とする。

オ 尾瀬認定ガイド制度の信用を失墜させるような言動が認められた場合、ならびに3年以上会費の未納があった場合は、理事会で審議の上、資格を取り消しとする。

7 尾瀬ガイドルール

尾瀬認定ガイドは、ガイド実施にあたって協会が定めた下記ルールを遵守するものとする。

(1) 尾瀬自然ガイド

ア 利用者への啓発等

(ア) ガイドを開始する前に、尾瀬における利用上の注意点を説明する。

(イ) 〈具体例〉 湿原への踏み込み禁止、植物等採取の禁止、ごみ持ち帰り等

(イ) 当日のコース、主たるガイド内容（自然観察）等についてガイド開始前に説明して、利用者に尾瀬利用の目的を明確化させ、尾瀬を通じた環境学習の効果を高める。

(ウ) 質の高い自然体験を提供し、満足度を高めることで、尾瀬への再訪を促す。

イ ガイドレシオ

尾瀬自然ガイド1人あたりの催行人数は8名程度が望ましいが、最大15名までとする（1:1～1:15）。

ウ 危険回避・事故対応

(ア) ガイド事業者の責務として、賠償責任保険と傷害保険に加入する。

(イ) 各団体における事故対応マニュアルを作成するとともに、内容に即したトレーニングを年1回以上実施する。

エ ガイド料金等の明瞭化

実施ガイドコース、料金を公表する。また、追加料金がある場合には、併せて公表するとともに、ガイド開始前に利用者にもその旨説明する。

オ 苦情への対応

利用者からの苦情に対しては、丁寧に対応する。

カ 尾瀬の美化、自然保護への貢献

(ア) ガイド実施時にはできるかぎり清掃活動を行うこととする。

(イ) ガイドは自然保護への協力を呼びかけることに協力する。

(ウ) ガイドは必要に応じて、自然保護活動に協力する。

(2) 尾瀬登山ガイド（尾瀬自然ガイド記載事項も含む）

ア ガイドレシオ

尾瀬登山ガイドとして尾瀬国立公園内の山岳域をガイドする場合、尾瀬登山ガイド1人あたりの催行人数は8名程度が望ましいが、最大12名までとする（1:1～1:12）。

イ 登山届

山岳域をガイドする際は、必ず登山計画書を提出すること。また所属するガイド事業者の事務局でも行程や参加者の属性を把握しておくこと。

ウ 自然への配慮・参加者の安全への配慮

(ア) 山岳域をガイドする際は、参加者に登山前にトイレを済ませるよう案内するとともに、携帯用トイレを携帯すること。

(イ) 登山道を歩く際は、参加者の安全に配慮するとともに、登山道や植生の保護に配慮し、定められたルートを歩くこと。特に残雪上の歩行時は細心の注意を払うこと。

8 検定員

運営細則第5条第4項で定める検定員は、構成団体の推薦により認定審査委員会で承認を受けた者で、尾瀬自然ガイド実技検定の検定員、尾瀬登山ガイド実地検定の検定員または更新講習の講師を行うものとする。

9 検定補助者

運営細則第5条第4項で定める検定補助者は、構成団体の推薦により認定審査委員会で承認を受けた者で、尾瀬自然ガイド実技検定、尾瀬登山ガイド実地検定または更新講習の補助を行

うものとする。

10 検定員等の報酬及び旅費

ア 運営細則第5条第4項で定める検定員については、尾瀬自然ガイド実技検定の検定員、尾瀬登山ガイド実地検定の検定員または更新講習の講師を行った場合には、報酬及び旅費を支払うことができる。

イ 運営細則第5条第4項で定める検定補助者については、尾瀬自然ガイド実技検定、尾瀬登山ガイド実地検定または更新講習の補助を行った場合には、旅費を支払うことができる。

11 その他

ア 認定制度は各個人の持つガイド資質が一定レベル以上であることを認定するものであり、認定されていない者が尾瀬をガイドできなくなるようなものではない。

イ 認定制度によってガイド料が一律になるのではなく、各ガイド、ガイド団体のガイド料はそれぞれの団体、個人がガイド内容等により独自に設定することとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。